

○東京海洋大学学生懲戒規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京海洋大学学則(以下「学則」という。)第56条及び東京海洋大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第38条の規定に基づき、学生の懲戒に関し、必要な事項を定める。

(懲戒)

第2条 懲戒の種類及び効果は、次のとおりとする。

一 退学 退学させること。

二 停学 一定の期間登校を停止すること、又は期間を定めなくて登校を停止(以下「無期停学」という。)すること。この場合において、学部生の停学の期間は、学則第20条の修業年限及び第42条第1項の在学期間に算入せず、第21条の在学期間に算入する。ただし、停学の期間が1か月を超えないときは、教授会の議を経て第20条の修業年限及び第42条第1項の在学期間に算入することができる。また、大学院生の停学の期間は、大学院学則第9条の標準修業年限及び第10条の在学年限に算入しない。ただし、停学の期間が1か月を超えないときは、教授会の議を経て第9条の標準修業年限及び第10条の在学年限に算入することができる。

三 訓告 注意を与え、将来を戒めること。

2 停学期間中は、原則として教育課程の履修、課外活動(未公認団体等の活動を含む。)及び大学施設の利用を禁止する。

(学生支援委員会委員長への報告)

第3条 教員等は、学生の非違行為を知ったときは、直ちに当該学生が所属する組織の部局長(以下「所属部局長」という。)若しくは東京海洋大学学生支援委員会委員長(以下「委員長」という。)に報告するものとする。

2 所属部局長及び委員長は、前項の報告を受けたとき若しくは自ら知ったときは、速やかに情報の共有化を図るとともに、学長に事案の概要等を報告する。

(調査特別委員会の設置)

第4条 委員長は、前条に係る学生の非違行為について、事実関係を詳細に調査するため、東京海洋大学学生支援委員会(以下「学生支援委員会」という。)に調査特別委員会を設置する。なお、他の規則等の定めるところにより調査が行われる場合は、当該調査結果を調査特別委員会の調査とすることができる。

2 調査特別委員会は、委員長の指名する学生支援委員会委員をもって組織する。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、学長と協議の上、学生支援委員会委員以外の者を調査特別委員会委員に加えることができるものとする。

3 調査特別委員会に主査を置き、調査特別委員会主査は委員長が指名する。

(調査・報告等)

第5条 調査特別委員会は、調査に当たって、当事者及び関係学生等から事情及び意見等を聴取するほか、関係の教員等に資料の提出を求め、あるいは事情及び意見を聴取するものとする。

2 前項に該当する学生及び教員等は、前項の調査に協力しなければならない。ただし、特段の事情により、学生及び教員等に直接聴取できないと認められる場合は、文書による聴取に代えることができる。

3 調査特別委員会は、慎重かつ速やかに調査し、その結果を委員長に報告するものとする。

(処分案の審議等)

第6条 委員長は、前条第3項の報告に基づき、学生支援委員会での審議の要否について学長と協議するとともに、所属部局長に報告するものとする。

2 委員長は、前項の協議により学生支援委員会で審議することが適当と判断された場合は、学生支援委員会を招集し、懲戒処分等の要否及び処分案の審議をするものとする。

3 委員長は、前項の審議の結果を、学長に報告するものとする。

4 委員長は、第2項の審議の結果、懲戒処分を行うことが適当とされた場合は、教授会等に処分案を報告し、意見を求めることとする。

5 学長は、第3項により、学生の非違行為が懲戒処分に至らないと認めるときは、所属部局長に対し、必要に応じて、当該学生に対し、口頭又は文書で厳重注意を行うよう求めることができる。

(審査委員会の設置)

第7条 委員長は、前条第2項の審議に当たり、学生支援委員会に審査委員会を設置し、審査を行わせるものとする。

2 審査委員会は、速やかに懲戒処分等の要否及び処分案等を審査し、その結果を学生支援委員会に報告するものとする。

3 審査委員会は、前項の報告に際し、前項の報告対象となった学生に対して、前項の報告に関わる事項について、弁明の機会を与えるものとする。

(審査委員会の構成)

第8条 審査委員会は、委員長が指名する学生支援委員会委員をもって組織する。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、学長と協議の上、学生支援委員会委員以外の者を審査委員会委員に加えることができるものとする。

2 審査委員会に主査を置き、審査委員会主査は委員長が指名する。

(謹慎)

第9条 学長は、第6条第1項の審議対象となった学生の登校を認めないことに十分かつ合理的な理由がある場合には、委員長及び所属部局長と協議の上、当該学生については、懲戒処分の決定前に謹慎を命ずることができる。

2 前項でいう謹慎とは、一定の期間登校を停止することをいい、当該謹慎期間は、停学期間に算入することができる。

(懲戒の決定)

第10条 学長は、第6条第3項により学生の懲戒を行うことが適当とされた場合には、教育研究評議会の議を経て当該学生の懲戒に関する決定を行う。

2 学生の懲戒は、処分書を手交し、保証人への通知をするとともに、学内に公示（処分決定から10日間）して行うものとする。

(効力の発生)

第11条 懲戒処分は、前条第2項の処分書に特段の明記がない限り、学生に対して同項の処分書を手交した日から効力を生ずる。ただし、受取拒否その他特段の事情により、前条第2項による直接交付ができない場合は、内容証明郵便又は簡易書留郵便等により、学生の届出住所宛てに送達するものとし、その届出住所に配達されたときをもって学生に交付されたものとみなす。

(異議申立て)

第12条 第10条により懲戒処分を受けた学生は、当該処分の根拠となった事実が存在しないことが明らかになった場合その他正当な理由がある場合には、第11条により当該処分の効力が発生した日の翌日から起算して14日以内に、書面により学長に対して異議申立を行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立を受理したときは、異議申立を却下する場合を除き、教育研究評議会の議を経て、速やかに再審査の要否を決定しなければならない。

3 学長は、前項により異議申立を却下した場合、若しくは再審査を要しないと決定した場合は、第1項により異議申立を行った学生に対して、速やかに通知するものとする。

4 第2項により教育研究評議会が再審査の必要があると認めるときは、学長は、学長が指名する者をもって構成する再審査委員会を速やかに設置し、審査を行わせるものとする。

5 再審査委員会は、速やかに第10条による懲戒処分の適切性を審査し、その結果を学長に報告するものとする。

6 学長は、前項の報告に基づき、必要な措置等を行うものとする。

7 再審査の請求は、懲戒処分の効力を妨げない。

(懲戒に関する記録及び保存)

第13条 懲戒に関する記録及び保存は、以下によるものとする。

一 学長は、懲戒事項を学籍に関する文書に記録する。ただし、成績証明書及び進学・就職に係る推薦書等には懲戒の有無、又はその内容を記載しないものとする。

二 学長は、懲戒を決定したときは、懲戒の原因たる事実、決定された懲戒の内容及び認定した事実等を記録し、別に定める基準に基づき一定期間保存するものとする。

(懲戒処分等決定前の休学又は自主退学)

第14条 学長は、懲戒処分の対象となっている学生から当該懲戒処分の決定前に休学又は自主退学の願い出があった時は、この願い出を受理しない。

(指導・助言)

第15条 学長は、停学の処分を行うときは、所属部局長と協議し、学生支援教員その他教員の中から停学期間中の学生の指導・助言を担当する教員を1名以上指名する。

(懲戒の解除)

第16条 学長は、所属部局長の申し出を受け、当該学生の無期停学を解除することが適当と判断した場合は、懲戒の解除について教育研究評議会に付議するものとする。

2 学長は、教育研究評議会の議を経て当該学生の懲戒を解除するものとする。

3 無期停学の懲戒の解除は、停学処分解除通知書を手交し、保証人へ通知するとともに学内に公示して行うものとする。なお、停学処分解除の対象となる学生に対して停学処分解除通知書を手交できない場合は、第11条ただし書きを準用して送達するものとし、解除日は学長が決定した日とする。

(定期試験等における不正行為の特例)

第17条 定期試験等における不正行為に関する学生の懲戒の手続に関しては、学長が別に定める。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年海洋大規第39号)

この規則は、平成23年7月13日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年海洋大規第10号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年海洋大規第96号)

1 この規則は、平成27年10月6日から施行する。

2 この規則施行日前に、既に懲戒処分等の手続を開始している場合及び懲戒処分の効力が発生し、第12条に規定する異議申立期間内である場合は、同条に規定する異議申立ができるものとする。